

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月21日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	補機冷却海水系タービン補機冷却熱交換器(B)貝殻除去装置過流フィルタ差圧計において、指示値不良(0kPa)が認められ、調査したところ、同差圧計の元弁交換時、フランジ部の養生シールを取り付けた状態(閉塞)で、組み立てたことが認められたため、当該養生シールを取り外し及び異物混入防止対策を再徹底。	G	H22.7.9再審議にて グレード変更 「G G」
2	3号機	換気空調系サービス建屋ホットラボ給気エアフィルタ交換後の運転確認時、フィルタ差圧計指示において管理値外れが認められたため、当該差圧計の検出配管及び計器を点検。	G	
3	4号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室加湿器ドレン抜き実施時、ドレン配管の詰まりが認められたため、当該配管を点検清掃。	G	